

中途退職者復職制度実施要綱

(趣旨)

第1条 個々の事情により役職定年前までに退職を選択した職員を再度採用する制度を創設し、優秀な人材確保及び効率的な組織運営を図る。

(対象者)

第2条 退職した職員（ただし、臨時的任用職員、任期を定めて任用される職員、会計年度任用職員、職員の勧奨退職に関する要綱に定める勧奨退職扱いとして承認された職員及び退職するまでに免職又は停職の懲戒処分を受けたことのある職員を除く。）で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 岐阜県職員として3年以上の実勤務経験（ただし、臨時的任用職員、任期を定めて任用される職員又は会計年度任用職員として勤務した期間、休職期間、休業期間は除く。）を有する者
- (2) 復職予定日時点で59歳以下の者
- (3) 対象となる職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する者

(復職の時期)

第3条 復職日は原則として各月1日とする。

(復職の手続き)

第4条 復職を希望する者は、復職希望日の4月前までに申出書（別添様式）により知事に申し出るものとする。

2 知事は、書類審査、筆記試験、口述試験その他の方法によって選考を行い、復職の可否を決定する。

(職種等の取扱い)

第5条 復職時の職種は、退職時の職種と同一とする。

2 復職時の職位は、退職時の職位と同等以下とする。

3 復職時の給与は、岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和45年岐阜県人事委員会規則第3号）の規定によるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施については関係法令に従い、その他必要な事項は総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日以後に退職した職員について適用する。

(様式)

年 月 日

岐阜県知事 様

申出者名

申 出 書

中途退職者復職制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき復職を申し出ます。

記

1 生年月日・年齢

2 在職時職員番号

3 退職年月日

4 退職時の所属

5 退職時の職名

6 復職希望日

(連絡先)

住 所

電話番号

E - m a i l